**平成２８年（フ）第２５号**
福岡県飯塚市幸袋324番地１　ラ・メール本町201号
債務者　梶原　宜子
１　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２８年（フ）第２３号**
福岡県直方市中泉1182―25（特別養護老人ホーム愛和園）、住民票上の住所福岡県直方市大字上新入2380番地
債務者　手島　正則
１　決定年月日時　平成28年４月22日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで　福岡地方裁判所直方支部

**平成２８年（フ）第６６号**
宮崎市祇園４丁目13番地２　アイドルビル103号、前住所宮崎市大塚町竹下604番地33
債務者　原田　弘子
１　決定年月日時　平成28年４月22日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで　宮崎地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第８５号**
宮崎市大塚町横立1448番地８　ハニーコーポ201号、前住所宮崎市大塚台西３丁目１番地１　市営住宅120棟６号
債務者　藤原加代子
１　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで　宮崎地方裁判所破産係

**平成２８年（フ）第３３号**
宮崎県延岡市北川町川内名6440番地10
債務者　川崎小百合
１　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月22日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２８年（フ）第２６号**
宮城県大崎市古川李埣１丁目４番34号
債務者　村岡　三昭
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

**平成２８年（フ）第２６号**
石川県小松市川辺町４番地14　県営住宅11棟403号
債務者　花岡　直樹
１　決定年月日時　平成28年４月22日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで　金沢地方裁判所小松支部

**平成２８年（フ）第１３５号**
兵庫県尼崎市昭和通２丁目９番11―107号
債務者　諸岡こと　諸　　炯秀
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第２００号**
兵庫県尼崎市杭瀬北新町４丁目９番１号エスクイーナ尼崎201号
債務者　平尾　明博
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第８４号**
沖縄県那覇市字天久1164番地３　ナカニシアパート202
債務者　名嘉　勤子
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２８年（フ）第９１号**
沖縄県浦添市港川１丁目26番３号
債務者　西原　　治
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月23日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２８年（フ）第３１号**
福島県郡山市富田町字西原50番地の２　エルディム西原202号、前住所福島県郡山市開成３丁目20番16号　ドミール静107号
債務者　柳沼　　昴
１　決定年月日時　平成28年４月22日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月24日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２７年（フ）第６３７号**
名古屋市中川区尾頭橋４丁目12番15号　近藤マンション　東２
債務者　奥田ユーラリア　ビクトリア
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１１２号**
鹿児島県鹿児島市喜入生見町2161番地
債務者　山筋多栄子
１　決定年月日時　平成28年４月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年６月27日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２８年（フ）第３６号**
青森市堤町２丁目24番６号
債務者　津村　　巌
１　決定年月日時　平成28年４月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　青森地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第６４号**
青森市大字浜田字玉川139番地１　タウングランデＥ－２
債務者　坂本　勝志
１　決定年月日時　平成28年４月22日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで　青森地方裁判所民事部破産係